

令和6年1月11日
法務省民事局

令和6年能登半島地震により登記の申請をすべき期間に登記の申請ができなかった場合について

建物の滅失登記、会社・法人等の役員変更登記等の申請で、法令上、申請をすべき期間が定められているものについては、令和6年能登半島地震の影響により、その期間内に登記の申請をすることができなかった場合でも、令和6年4月30日までに申請をしたときは、その不履行についての責任は問われないこととなりましたので、お知らせします。

※ 令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）が令和6年1月11日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特別措置法」といいます。）第2条第1項の特定非常災害として、令和6年能登半島地震による災害が指定されるとともに、特別措置法第4条第1項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が令和6年4月30日とされました。